

I あいち多文化共生推進プラン改訂の考え方

1 趣旨

1989年の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、定住者の在留資格を得た就労目的の日系人が多数来日し、愛知県では、自動車産業等の製造業において、ブラジル人を中心とした南米出身者の受入れが急増しました。

こうした外国人材の急増を背景に、愛知県では、2008年に「あいち多文化共生推進プラン」（以下、「第1次プラン」という。）を策定し、国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会を目指し、多文化共生施策を推進してきました。

国の出入国管理制度においては、2009年に技能実習制度の改正により在留資格「技能実習」が創設され、2018年には、人口減少等により深刻化する人手不足への対応として、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくための在留資格「特定技能」が創設される等の制度改正が行われており、今後も外国人県民の増加が見込まれます。

愛知県に在住する外国人県民数は、2021年12月末現在、東京都に次いで全国第2位の265,199人で、ブラジル国籍の外国人県民が最も多く、全国の約30%のブラジル人が本県に居住しています。近年ではベトナム、フィリピン、ネパール等のアジア圏の割合が増加しています。在留資格別では、「永住者」が92,831人と最も多く、増加し続けており、外国人県民の永住化・定住化が進んでいます。

人口減少・少子高齢化が進む社会において、外国人県民が地域社会を支える担い手となることが期待されます。

こうした社会の変化に対応し、多文化共生施策の一層の推進を図るため、第4次あいち多文化共生推進プラン（以下、「第4次プラン」という。）を策定しました。

2 位置付け

第4次プランは、愛知県が2020年11月に策定した「あいちビジョン2030」の政策の方向性に沿って、本県の多文化共生施策についての方針や考え方を明確にした個別計画です。

3 計画期間

第4次プランの計画期間は、2023年度から2027年度までの5年間とします。

※本プランにおける外国人県民の定義

本県に在住する外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や国際結婚等によって生まれた日本国籍の子ども等、外国にルーツを持つ人も含め、本プランでは「外国人県民」という呼称を用います。

なお、「外国人県民数」や「外国人県民アンケート」と表記し、法務省「在留外国人統計」や調査の対象が外国籍の人のみとなっている場合は、その定義に準拠します。

4 多文化共生推進の意義

(1) 外国人県民の人権保障の推進

多文化共生の地域づくりの推進は、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」等で保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

(2) 多様性と包摂性のある社会の実現

すべての外国人県民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人県民と同様に行政サービスを受取り安心して生活することができる環境を整備していくことが必要です。

外国人県民も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会づくりを進めることで、すべての人々が参画し、生涯にわたって活躍できる社会の実現につながることも期待されます。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされています。

(3) 外国人県民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人県民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、様々な分野において企業等で活躍する人材が現れつつあり、こうした外国人県民との連携・協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待されます。

(4) 地域社会への外国人県民の積極的な参画と多様な担い手の確保

在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、定住化の傾向が見られること、外国人県民の年齢構成が若いこと等を背景に、少子高齢化が進む中で、地域社会を支える担い手となることが期待されます。

また、外国人県民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人県民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待されます。